

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>泉北府税事務所</p>	<p>下記工事について、既存の和式トイレの除却部分相当額を公有財産台帳から減額しなかったこと、また資産と費用の額を誤ったことから、本来計上すべき金額が公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>工事完了日：令和3年3月26日 (検査日：令和3年3月26日)</p> <table border="1" data-bbox="557 730 1255 972"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 730 1053 804">契約名称</th> <th data-bbox="1053 730 1255 804">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 804 1053 972">2階男子・女子トイレ洋式化改修他工事</td> <td data-bbox="1053 804 1255 972">1,833,700円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	金額	2階男子・女子トイレ洋式化改修他工事	1,833,700円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。 また、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。 4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。 <p>【5】除却・取替処理方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合 次の方法で台帳から除却を行う。 (2) 1財産の一部を滅失した場合 ⇒除却した部分相当額を減額する。 	<p>公有財産台帳について、大阪府公有財産規則、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、改めて積算した除却相当額及び新設取得価格を工事完了日時点で修正登録し、適正な価額に是正した。 また、公有財産台帳の修正により財務会計システムに生じた差額について、過年度修正損益として修正した。 今後は、担当職員の研修参加やマニュアル等の周知等により、事務処理の適正化を図る。</p>
契約名称	金額						
2階男子・女子トイレ洋式化改修他工事	1,833,700円						

監査(検査)実施年月日(委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年10月25日から令和4年1月31日まで)